

子ども・子育て支援新制度の概要

平成27（2015）年4月から、「子ども・子育て支援新制度」を開始します。

新制度では、市が子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を調査等により把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供していきます。

子ども・子育て支援の新体制

新制度では、幼児期の学校教育・保育に関する給付制度が創設されるとともに、「地域子ども・子育て支援事業」が法定化されました。

子ども・子育て支援給付

■現金給付

- ・児童手当

■教育・保育給付

- ・施設型給付
(幼稚園、保育所、認定こども園)
- ・地域型保育給付
(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ④子育て短期支援事業(ショートステイ) ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) ⑪妊婦健康診査 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園・保育所などの利用について

新支援制度では、幼稚園や保育所などの利用を希望する保護者からの申請に基づき、市が子どもたち一人ひとりについて「教育・保育の必要性」の認定を行います。認定は3つの区分に分かれており、区分に応じて施設などの利用先が決まっています。

1号認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

- 教育標準時間
(4時間を標準)
- 利用先
幼稚園・認定こども園

2号認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- 保育短時間
(パートタイム就労最長8時間)
- 保育標準時間
(フルタイム就労最長11時間)
- 利用先
保育所・認定こども園

3号認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- 保育短時間
(パートタイム就労最長8時間)
- 保育標準時間
(フルタイム就労最長11時間)
- 利用先
保育所・認定こども園・小規模保育等

※幼稚園については、新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園があります。